

「神奈川県耐震改修促進計画」改定素案の概要

1 計画の概要

神奈川県耐震改修促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で定める法定計画として、国が定める基本方針等に基づき策定するもので、地震に対する耐震性が低い建築物の耐震化を図ること等により、建築物等の安全性の向上を計画的に促進することを目的としています。

2 改定の趣旨

国が令和7年7月に基本方針を改正し、建築物の耐震化の取組の方向性を示したことや、令和6年能登半島地震を踏まえ緊急輸送道路沿道建築物の耐震化をさらに促進させるため、必要な改定を行います。

3 改定素案の概要

(1) 計画期間

令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

(2) 主な改定内容

ア 住宅や耐震診断義務付け建築物に対する耐震化の目標

| 対象 | | 目標（改定素案） |
|-------------|--|----------------------------|
| 住宅 | | 耐震性が不十分なものを令和12年度までにおおむね解消 |
| 耐震診断義務付け建築物 | 要緊急安全確認 大規模建築物 | 耐震性が不十分なものを令和12年度までにおおむね解消 |
| | 要安全確認 計画記載 建築物 沿道建築物 広域防災拠点 建築物 | 耐震性が不十分なものを令和12年度までに50%解消 |

イ 耐震診断義務付け路線の追加

令和6年能登半島地震を踏まえ、半島部などのアクセスルートが限られる重要な路線である国道134号の一部や国道135号の一部、国道271号（小田原厚木道路）など7路線を、沿道建築物に耐震診断を義務付ける路線として新たに指定します。

ウ 旧耐震基準の建物所有者に対する意識啓発の強化

- ・住宅所有者へ耐震化の取組を働きかけるダイレクトメールを送付します。
- ・要緊急安全確認大規模建築物の所有者へ直接訪問するほか、建築基準法に基づく維持管理状況等の定期報告の機会を捉えて耐震化の重要性を周知します。
- ・新たに指定した耐震診断義務付け路線の沿道建築物の所有者に、耐震診断の実施を働きかける説明会を開催します。